

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は、削除する。 |
| 2 | 削除項目のある場合は、割合で算定（小数点以下を切捨て）をし、評価する。 |
| 3 | 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、0評価とする。 |

(工事担当係長用)

審査項目	細別	評価	評価値	評価対象項目	
2 施行状況	工程管理	6項目中		施行条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。又は工期内に検査を完了させた。 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 その他 []	
		a	工程管理が非常に優れている		5個以上該当
		b	工程管理がやや優れている		4個該当
		c	他の事項に該当しない		2～3個該当
		d	工程管理がやや不備である		1個該当
	e	工程管理が不備である	0個該当		
	安全対策	5項目中		建設労働災害、公衆災害の防止に向け努力している。 安全衛生管理体制の確立に組織的に取り組んでいる。 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 安全職場実現への取組みが地域全体から評価されている。 その他 []	
		a	安全対策が非常に優れている		4個以上該当
		b	安全対策がやや優れている		3個該当
		c	他の事項に該当しない		2個該当
d		安全対策がやや不備であった	1個該当		
e	安全対策が不備であった	0個該当			
3 出来形及び出来映え	出来形	9項目中		布設位置、土被り等が、おおむね設計値又は指示・協議のとおりである。 弁栓類の設置状況が適切である。 舗装復旧が良好である。 完成図がよく整理がされており、出来形が確認できる。 写真管理基準の管理項目を満足している。 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 その他 []	
		a	出来形管理が適切である		8個以上該当
		b	出来形管理がほぼ適切である		7個該当
		c	他の項目に該当しない		5～6個該当
		d	出来形管理がやや不備である		5個未満又は 2)に該当
	e	出来形管理が不備である	1)に該当		
	出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状、寸法である。				
	1) 監督員が文書で改善指示を行った。				
	2) 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。				
	品質	6項目中		土木資材の品質照合がミルシート等（現物照合を含む。）で確認でき、満足している。 材料、機器、製品等の品質、性能が証明書・成績書等で確認でき、満足している。 工事的物の規格、機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、当該内容が確認でき、満足している。 社内検査制度が確立されている。 工事途中及び検査時に事前の品質確認を行っている。 その他 []	
a		品質管理が適切である	5個以上該当		
b		品質管理がほぼ適切である	4個該当		
c		他の項目に該当しない	3個該当		
d		品質管理がやや不備である	3個未満又は 2)又は 3)に該当		
e	品質管理が不備である	1)に該当			
品質とは、設計図書に示された工事的物の規格である。					
品質管理とは、設計図書等の試験項目、試験基準及び規格値に基づく品質確保しているかである。					
管布設工事（配管）は、品質関係が全体的に満足していれば、評定をC以上とし、材料等の品質管理、証明及び給水管等の水圧テストが的確に実施されているかどうか総合的に判断し、評定する。					
1) 監督員が文書で改善指示を行った。					
2) 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。					

[記入方法] 該当する項目の にレマークを記入する。

法令遵守等の該当項目一覧表

5
法令遵守等

措置内容	点数
1 指名停止3か月以上	-20点
2 指名停止2か月以上3か月未満	-15点
3 指名停止1か月以上2か月未満	-13点
4 指名停止2週間以上1か月未満	-10点
5 文書注意	-8点
6 口頭注意	-5点
7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3点

該当項目なし

本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施行に当たり、工事関係者が右記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
 「工事の施行に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施行場所等）を履行することに限定する。
 「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及びを履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

- 【左記で評価する場合の適応事例】
- 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
 - 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
 - 3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検された。
 - 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
 - 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
 - 6 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、技術者の専任違反等）
 - 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
 - 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
 - 9 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
 - 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
 - 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
 - 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
 - 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
 - 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
 - 15 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
 - 16 道路等占用許可条件及び道路使用許可条件を遵守していない。
 - 17 その他[]